

## 鳥取労働局職員【任期付任用職員】募集要項

新型コロナウイルス感染症の影響等が、未だ経済活動に影響を及ぼしている中、国民の雇用を守り抜くために、都道府県労働局等の人員・組織体制の抜本的充実・強化を図るため、民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用安定事業等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する方を募集します。

### 1 職種

鳥取労働局の任期を定めた常勤職員

### 2 業務内容

鳥取労働局職業安定部における次の(1)及び(2)の業務

- (1) 雇用安定事業等に関連する業務
- (2) 助成金等の支給業務及びその他関連する業務

### 3 募集人員

1名

### 4 応募資格

#### (1) 以下の条件を満たす方

民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用安定事業等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する者。

#### (2) 以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第81条の6（定年による退職）及び附則第8条に該当する方（採用予定日において満62歳に達している方）

### 5 採用方法

選考による採用となります。

また、人事院規則8-12第42条第2項第1号の規定に基づく任期を定めた常勤

の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和8年3月末日までとなります。

## 6 採用日

令和7年4月1日（火）

## 7 勤務地

鳥取労働局職業安定部職業安定課（鳥取市富安2丁目89-9）

## 8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

## 9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

## 10 応募方法

### (1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書の右上の余白部分に「任期付任用職員」と記載し、写真を貼付のうえ、学歴、職歴及び資格等の事項について、詳細に記載してください（労働保険、労災保険業務等の労働行政関係に関連する業務に従事した経験については詳細に記載してください）。

※事務官（共通）、事務官（基準）との併願は可能です（詳細は事務官（共通）募集要項又は事務官（基準）募集要項をご覧ください）。

### (2) 論文の提出

次の課題について、論文による書類審査を実施します。

課題：「新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の推移について述べよ」

※文字数：800文字程度（400字詰め原稿用紙で2枚程度）。

※論文様式については、鳥取労働局ホームページからダウンロードしたものを使用してください。

## 【掲載場所】

鳥取労働局ホームページ>ニュース&トピックス>重要なお知らせ>  
鳥取労働局職員の任期付任用職員選考採用試験実施のおしらせ>論文様式

### (3) 応募先

(1)及び(2)を1つの封筒に同封し、鳥取労働局総務部総務課人事係あて簡易書留にて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記13のとおりです。

なお、不合格者の応募書類については、こちらで責任を持って破棄させていただきますのでご了承ください。

## 11 応募期限

令和7年3月5日（水）（必着）（持参の場合は当日17:00まで）

※ ただし、応募者多数の場合、期限前に募集を終了させていただきますので御留意ください。

## 12 選考方法

### 【第1次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表予定）

令和7年3月7日（金）発送予定

通過したか否かに関わらず全員に連絡します。

なお、1次選考通過者には3月7日（金）に一先ず電話連絡します。

### 【第2次選考】

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験日は令和7年3月13日（木）で実施。

（詳細な時間及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。）

（合格者発表）

令和7年3月17日（月）発送予定

合否にかかわらず第2次選考の対象者に通知文を郵送します。

なお、合格者には3月17日（月）に一先ず電話連絡します。

## 13 応募等に関する照会先

鳥取労働局総務部総務課人事係（担当：徳重、松本）

住所：鳥取市富安2丁目89-9

電話：0857-29-1700（代表）

## 給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（26万円～35万円程度。一般的な例）。
- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
  - 扶養手当・・・扶養親族のある者に、配偶者月額3,000円、子1人につき11,500円等
  - 住居手当・・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円
  - 通勤手当・・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高150,000円）
  - 期末手当・・・勤勉手当（いわゆるボーナス）・・・1年間に俸給等の約4.60か月分（令和6年度実績）